



インターネットでの情報提供	
提供予定日	3月4日

平成21年3月3日 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
出納管理課	総合財務企画監	日比 哲也	3209

会計実地検査に伴う自主調査報告書

平成21年3月

目 次

1	調査の主旨	1
2	調査の概要	
(1)	需用費（消耗品費）	2
(2)	賃 金	2
(3)	旅 費	2
3	調査結果	
(1)	需用費（消耗品費）	3
(2)	賃 金	3
(3)	旅 費	4
4	再発防止策・今後の対応	
(1)	執行・経理処理の再発防止策	5
(2)	会計規則等の職員研修・会計指導	5
(3)	国への報告・協議	5

1 調査の主旨

平成20年2月及び6月、国庫補助事業に関する事務費（需用費・賃金・旅費）を対象とした会計検査院による会計実地検査が行われた。

会計実地検査の結果、需用費については、購入した物品の納入が支出された年度の前年度となっていたり、逆に翌年度となっていた事例が認められた。

また、賃金及び旅費については、国庫補助事業の目的に沿っていない支出が認められた。

会計検査院の検査の対象年度（平成14～18年度）、対象事業（農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業）及び対象機関（4部28機関）は、一部を対象とした限られた検査であったことから、会計検査院の指摘と同様な事例が、他にもあるかどうか確認するため、検査対象を拡大した自主調査を実施することとした。

調査に当たっては、県の全機関を対象とした迅速かつ統一的な調査を行うため自主調査チームを編成し、調査手法の検討や調査の円滑な推進を図ることとした。

2 調査の概要

○ 調査対象機関

全執行機関（警察本部を除く） 計 292 機関

○ 調査対象年度

平成14年度から平成20年度（9月30日まで）

○ 調査対象事業

全ての国庫補助事業及び県単独事業

○ 調査対象項目

会計検査院が会計実地検査で検査対象とした事務費
(需用費（消耗品費）・賃金・旅費)

○ 調査内容

(1) 需用費（消耗品費）

- ・「預け金」「一括払い」「差替え」といった経理処理の有無
- ・翌年度納入、前年度納入といった年度区分を誤った経理処理の有無

(2) 賃 金

- ・カラ雇用といった雇用実態のない経理処理の有無
- ・担当業務内容が国庫補助事業目的、県単独事業目的に沿っているか

(3) 旅 費

- ・カラ出張といった実態のない経理処理の有無
- ・旅行用務が国庫補助事業目的、県単独事業目的に沿っているか

3 調査結果

(1) 需用費（消耗品費）

○「預け金」「一括払い」「差替え」はなかった。

- ・業者との架空取引による「預け金」や、業者から随時物品を納入させたうえで、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書により支払う「一括払い」業者に契約した物品とは違う物品に差し替えて納入してもらう「差替え」という取引の実態とは異なる経理処理はなかった。

○「翌年度納入」「前年度納入」はあった。

- ・前年度中に発注し翌年度に納入されたが前年度の予算から支払っていた「翌年度納入」や、前年度中に納入されたが新年度に納入されたこととし、新年度の予算から支払っていた「前年度納入」があった。
- ・翌年度納入、前年度納入の事例として、土木事務所関係で土木用資機材に係るものや、高等学校関係で書籍に係るものがあった。

<不適正な経理処理が行われた要因>

- ・年度末の納期に余裕のない時期での発注や、日付記載のない納品書で納品処理を行ったためである。

(2) 賃 金

○カラ雇用はなかった。

- ・賃金の架空請求・水増し請求により、資金を捻出する経理処理はなかった。

○国庫補助、県単独の各事業の目的外による支出はなかった。

- ・雇用の実態を調査した結果、不適正な経理処理は確認されなかった。

(3) 旅 費

○カラ出張はなかった。

- ・ 架空請求により資金を捻出する経理処理はなかった。

○目的外の出張があった。

- ・ 国庫補助事業では、補助目的外の県独自の用務出張があった。
- ・ 県単独事業では、他の予算科目で出張すべきものがあった。

＜不適正な経理処理が行われた要因＞

- ・ 主務課から現地機関に対して、事業目的や用途に沿った執行について徹底されていなかったためである。
- ・ 職員研修等直接事業に関連しない出張や突発的事案に伴う旅費などに対応できる総務費的な予算が十分に措置されていないことから、目的外の予算科目にて対応していたためである。

不適正な経理処理金額(国庫補助事業)

(単位：円)

		需用費 (消耗品費)	賃金	旅費	合計
国 庫 補 助 事 業	14～18 年度	(173,163) 82,865	(0) 0	(23,330,520) 13,289,630	(23,503,683) 13,372,495
	19年度	(53,000) 26,500	(0) 0	(2,206,642) 1,342,461	(2,259,642) 1,368,961
	20年度	(0) 0	(0) 0	(226,516) 130,563※	(226,516) 130,563
	合計	(226,163) 109,365	(0) 0	(25,763,678) 14,762,654	(25,989,841) 14,872,019

注) 上段 () は事業費、下段は国庫補助金相当額

※ 20年度の旅費は、自主調査の過程で判明したため、適正な予算科目に訂正した

不適正な経理処理金額(県単独事業)

(単位：円)

		需用費 (消耗品費)	賃金	旅費	合計
県 単 独 事 業	14～18 年度	19,450,726	0	1,389,317	20,840,043
	19年度	2,358,335	0	83,100	2,441,435
	20年度	464,702	0	61,134※	525,836
	合計	22,273,763	0	1,533,551	23,807,314

※ 20年度の旅費は、自主調査の過程で判明したため、適正な予算科目に訂正した

4 再発防止策・今後の対応

(1) 執行・経理処理の再発防止策

○需用費（消耗品費）

- ・物品の計画的な発注を徹底
- ・総合財務会計システムの入力時に、翌年度納入とならないよう注意喚起表示機能を新たに追加
- ・執行機関に対し、納品書や請求書の日付記載の確認を徹底
- ・取引業者に対し、納品日付けを記載した納品書の提出及び納期限の厳守を徹底

○賃 金

- ・日雇雇用職員が当月の勤務状況と業務内容を確認し、署名
(出役票様式の変更)
- ・賃金の支払時に、出役票に記載された業務内容と事前決裁の雇用内容により予算（支出）科目との整合性を確認

○旅 費

- ・主務課から現地機関に対して、事業目的や使途に沿った執行について徹底し、疑義のある場合は、関係省庁へ確認
- ・国庫補助事業の出張について、旅行命令書用務欄に事業目的と直接関係のある用務であることを明記するよう徹底
- ・総合財務会計システムの旅行命令入力時に、「国庫」「県単」のチェック項目を新たに追加
- ・現地機関での業務実態に合った予算や突発的事項への対応等のための総務費的予算が十分なされていないとの現場からの意見を踏まえ、21年度当初予算編成時において、各部予算を見直し措置

(2) 会計規則等の職員研修・会計指導

- ・適正な経理処理を行うために各種研修等で重点周知
- ・会計事務特別検査や巡回指導で現地機関を重点指導

(3) 国への報告・協議

国庫補助事業に係る自主調査結果については、会計検査院へ報告し、関係省庁と協議する。